

空き家問題、自分には関係ないと思っていませんか？

長崎県土木部住宅課 住環境整備班 TEL 095-894-3104

長崎県の空き家率 **17.3%**
(令和5年調査)



約6軒に1軒は“**空き家**”です！
隣の家が空き家になったり、遠い親戚の家を相続したり・・・
実はあなたにも迫っているかもしれません。

家や土地を放っておくとどうなる？

▼ 周辺への迷惑

管理不全の空き家が、周囲の人やモノに被害を与えた場合、**損害賠償が発生**することもあります。
特に台風や地震時は要注意です。



**空き家の所有者等には
管理責任があります！**

▼ 家の劣化・老朽化

使いたい、売りたいと思った時には、
住めなくなっていることもあります。

▼ 不動産価値の下落

老朽化に伴い、価値が下がって
いく可能性もあります。

▼ 行政による指導

R5.12月に改正された空き家対策特別措置法により、**危険な空き家に加え、管理不全の空き家も行政による指導等の対象**になります。

勧告を受けると、固定資産税等の住宅用地特例（税率1/6）が解除されたり、行政代執行により、所有者負担のもと、危険な空き家が解体されたりすることがあります。

空き家を活用してみませんか？

空き家バンク

空き家の登録を募り、移住者を
中心とする空き家の利用希望者
に物件情報を提供する制度です。

ながさき移住ナビ
のホームページへ！



住宅省エネ2025キャンペーン

登録された事業者と契約し、断熱改修や設備改修等のリフォームをする場合に、補助を受けることができる国の制度です。
(予算上限に達するか、R7.12.31まで)

キャンペーンの
ホームページへ！



税制特例

- ① 空き家の相続人が、その家屋又は敷地を譲渡した場合、譲渡所得の金額から3000万円が特別控除されます。(R9.12.31まで)
- ② 都市計画区域内の空き地・空き家等を800万円以下等で譲渡する場合、売主の長期譲渡所得から100万円が控除されます。(R7.12.31まで)

※いずれも、空き家等のある市町で確認書の発行を受け、税務署にて確定申告をする必要があります。

セーフティネット住宅

住宅の確保に配慮が必要な方(※)の入居を拒まない住宅として登録された住宅には、基準を満たすための改修費について、国から補助を受けることができます。

※低額所得者、高齢者、子どもを養育している者、障がい者、外国人、移住者（単身を含む）、新婚世帯等

県セーフティネット住宅のホームページへ！

